

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 津市 (242012) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 忍田地区 (忍田) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6年 5月 30日 (第 1 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

個人農家が地域の農地を守っている状況である。また、耕作者が高齢化していることで今後耕作が継続できなくなる農地の発生が予想されることや、農業用機械の老朽化による更新に多大な費用が掛かることを不安視する者もあり、地域農業をどのように維持していくかが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の作付を中心に行っており、今後も同様の作付を進めていく。また、地域の風土に合った作物があれば生産を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 25.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 25.3 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 耕作者が離農した際には引き受け可能な耕作者に集積を行っていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 貸付け等の意向が確認された農地は、原則として農地中間管理機構を通じて貸し付けていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 地域全体で農道や用排水路の維持管理を図る。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる作業は、委託の活用について検討していく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害被害を防止するため市の補助金等を活用しながら防護柵の設置を継続していく。
 ⑦ 地区内の農道、水路の整備を耕作者のみで行っているが、今後耕作者が減少することで維持が困難な状況となるため、地域全体で設備の維持管理を行っていく。